

健康保険被保険者証の新規発行終了に伴う建設業許可の手引の変更 及び改正建設業法施行に伴う建設業許可等に係る変更点について

1 健康保険被保険者証の新規発行終了後の**現在の**地位及び常勤性の確認について
建設業許可の手引181ページの確認書類(写し)を下表のとおりとします。

表

	経營業務の 管理責任者		営業所技術者等			
	法人役員	個人事業主	法人		個人事業	
			役員	被雇用者	事業主	被雇用者
・健康保険被保険者証(有効期限前のもの)	○	○	○	○	○	○
・健康保険・厚生年金被保険者標準決定通知書 ・健康保険・厚生年金被保険者被保険者資格取得確認及び標準決定通知書	○	—	○	○	—	○ (適用事業所の 場合)
・ 年金保険被保険者記録回答票	○	×	○	○	×	○ (適用事業所の 場合)
・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は 照会票 ・事業所別被保険者台帳決定通知書	—	—	—	○	—	○
・住民税特別税額決定通知書 ・普通徴収から特別徴収への切替届出書	○	—	○	—	—	○ (特別徴収対 象の場合)
・法人税確定申告書「別表一」及び「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」	○	—	○	—	—	—
・ 所得証明書	×	○	×	×	○	×
・ 所得税確定申告書「第一表」「第二表」	×	○	×	×	○	○ (給料賃金の 内訳欄で確 認できる場 合)
・ 個人事業主の開業届出書 (新規開業後、確定申告前の場合)	—	○	—	—	○	×
・ 所属企業の雇用証明書	—	—	—	○	—	○

○:使用可 —:該当しない ×:使用不可

2 建設業許可等に係る金額要件の見直しについて(令和7年2月1日施行)

見直された金額要件

	現行	改正後
特定建設業の許可を要する 下請代金額の下限	4,500万円 (建築工事業:7,000万円)	5,000万円 (建築工事業:8,000万円)
施工体制台帳等の作成を要する 下請代金額の下限	4,500万円 (建築一式工事:7,000万円)	5,000万円 (建築一式工事:8,000万円)
専任の監理技術者等を要する 建設工事の請負代金	4,000万円 (建築一式工事:8,000万円)	4,500万円 (建築一式工事:9,000万円)
特定専門工事※の対象となる 建設工事の下請金額	4,000万円	4,500万円

※土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、施工技術が画一的であり、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要がある工事

健康保険被保険者証の新規発行終了に伴う建設業許可の手引の変更 及び改正建設業法施行に伴う建設業許可等に係る変更点について

3 営業所の専任技術者の呼称変更に伴う、建設業許可申請書類等様式の変更について

変更された申請書類等様式

(変更前:営業所の専任技術者→**変更後:営業所技術者等**)

許可	<ul style="list-style-type: none">・様式第一号(建設業許可申請書)、別紙四(営業所技術者等一覧表)・様式第八号(営業所技術者等証明書)・様式第二十二号の二(変更届出書)・様式第二十二号の三(届出書)
事業承継及び相続に係る認可	<ul style="list-style-type: none">・様式第二十二号の五(譲渡及び譲受け認可申請書)、別紙三(営業所技術者等一覧表)・様式第二十二号の七(合併認可申請書)、別紙三(営業所技術者等一覧表)・様式第二十二号の八(分割認可申請書)、別紙三(営業所技術者等一覧表)・様式第二十二号の十(相続認可申請書)、別紙二(営業所技術者等一覧表)

※変更前の申請書類等様式による申請・届出があった場合においても、当面の間、受け付けるもの
とします。

なお、建設業許可の手引はおって改訂いたします。